

ケアプラン高岡運営規程

〔事業の目的〕

第1条

医療法人豊田山之手会が開設するケアプラン高岡（以下「事業所」とする）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な居宅介護支援業務を提供することを目的とする。

〔事業の方針〕

第2条 事業所の運営について、管理者並びに従業者は次の運営方針に従い業務を遂行する。

1. 事業所は、被保険者が要介護状態となった場合、居宅において可能な限りその心身状況に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行う。
2. 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行なう。また、被保険者が申請を行なっているか否かを確認し、その支援も行う。
3. 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスを事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護サービス計画書を提供できるよう配慮する。
4. 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。
5. 事業所は、事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所や介護保険施設等との連携に努める。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

1. 名 称 ケアプラン高岡
2. 所在地 豊田市広田町西山 75

〔職員の職種、人員及び職務内容〕

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりである。

1. 管理者 1名（常勤兼務、介護支援専門員と兼務）
 - (1) 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 支障が無い限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
2. 介護支援専門員 2名（常勤兼務、管理職と兼務 1名・常勤専従 1名）
 - (1) 第2条の運営方針を遵守し、介護支援業務に当たる。

〔営業日及び営業時間〕

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。

3. 営業時間 月曜日～金曜日は午前8時30分から午後5時30分
4. 電話等により、営業日以外を含めた24時間常時連絡が可能な体制とする。

[居宅介護支援事業の提供方法]

- 第6条 居宅介護支援事業の提供方法については、次のとおりである。
1. 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
 2. 事業所は、被保険者の要介護認定等の確認及び申請の代行の場合、その者の提示する被保険者証の確認を行う。
また、要介護認定を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間を確認する。
 3. 事業所は、介護等を要するものの早期発見に努め、事業の実施地域等の被保険者からの申請が行なわれていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当額申請が行なわれるよう支援する。
 4. 要介護認定等の更新申請について、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援を行なう。
 5. 事業所は、要介護認定等の居宅サービス計画の作成について、被保険者とその家族等の意見を尊重し、医療保健サービス並びに福祉サービス等の多様なサービスを、サービス事業者と連携し、総合的、一体的、効率的に居宅サービス計画を作成し、被保険者の承諾を得て、サービス提供の手続きを行なう。
 6. 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。しかし、下記のいづれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。
 - (1) 介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
 - (2) 偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (3) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

[居宅介護支援事業の内容]

- 第7条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。
1. 居宅サービス計画の作成
 - (1) 管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 2. 利用者に対する情報提供
 - (1) 居宅サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族等に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるよう配慮する。

3. 利用者の実態把握

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、解決すべき課題を把握しなければならない。

4. 居宅サービス計画の原案作成

- (1) 居宅サービス計画書の作成手法は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族等の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者について、把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービス提供をするうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案作成を行なう。

5. サービス担当者会議の開催

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者に対し、会議の招集、照会等を行うことにより、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な視点から意見を求めるものとする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅若しくは第3条に規定する事業所と同一敷地内の会議室とする。

6. 利用者の同意

- (1) 介護支援専門員は、利用者、家族等に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。

7. サービス実施状況の継続的な把握、評価

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及び家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて適宜、利用者の課題把握を行う。このほか居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供も行う。
- (2) 介護支援専門員は、サービス実施状況の把握をするため月1回以上の訪問を行う。
- (3) 介護支援専門員は、サービス実施状況の正当な評価を行なうため1ヶ月に1回以上モニタリングを行う。

8. 介護保健施設の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供が困難になったと認める場合、利用者が、介護保健施設への入所等を希望する場合においては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設から退所等しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等、必要な援助を行う。

[利用料、その他費用]

第8条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額、その他の費用については次のとおりとする。

1. 事業所は、居宅介護サービス計画作成にかかる費用については、次に掲げる者その他は、

- 法定代理受領によることとし、利用料その他費用徴収は行わない。
2. 償還払い方式による居宅介護サービス計画費。
 3. 通常の事業実施地域及びその地域以外の利用者から要請があった場合の交通費は無料とする。

[通常の事業の実施地域]

第 9 条

1. 事業所の通常の実施地域は別紙記載の通りとする。
2. 実施地域外については、その都度対応を協議する。
3. 実施地域外対応に関わる諸費用は無料とする。

[法定代理受領サービスにかかる報告]

第 10 条 事業者は毎月、通常の実施地域に対し、居宅サービス計画、その他実施状況に関する書類を交付しなければならない。

[事故発生時の対応について]

第 11 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、関係事業所、利用者の家族等に連絡を行なうと共に必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

[虐待防止に関する事項]

第 12 条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

[衛生管理等]

第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

[事業継続計画の策定等]

第14条

- 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする
- 2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

[その他運営に関する重要事項]

第15条 その他運営に関する重要事項について

- 1. 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2. 事業所の介護支援専門員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3. 従事者であった者に、事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。
- 4. 介護支援専門員は、サービスの提供を利用者に強要したり、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人豊田山之手会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 20 年 3 月 1 日から施行されるものとする。

この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 22 年 12 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 26 年 3 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 26 年 9 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 29 年 5 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 29 年 12 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 31 年 1 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、令和元年 5 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、令和 4 年 9 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂し施行されるものとする。

【別紙】

第9条 事業実施地域

(豊田市)

曙町、朝日ヶ丘町、生駒町、畠部西町、畠部東町、上挙母、永覚新町、永覚町、大島町、大林町、小川町、鴛鴦町、柿本町、和会町、金谷町、神池町、上丘町、上郷町、鴻ノ巣町、寿町、駒新町、駒場町、衣ヶ原、幸町、清水町、下市場町、下林町、樹木町、新生町、住吉町、聖心町、大成町、高岡町、高丘新町、高岡本町、高美町、宝町、竹町、竹元町、田代町、田中町、長興寺、司町、土橋町、堤町、堤本町、東新町、常磐町、十塚町、トヨタ町、中田町、中根町、中町、西岡町、錦町、配津町、八幡町、花園町、広田町、広美町、深田町、福受町、豊栄町、細谷町、本新町、本田町、本地町、本町、前田町、前林町、前山町、桙塚西町、桙塚東町、松ヶ枝町、丸山町、瑞穂町、緑ヶ丘、美山町、御幸町、明和町、元町、山之手、吉原町、竜神町、若林西町、若林東町